

内閣官房報償費（機密費）情報公開訴訟（第2次）

# 訴 状

大阪地方裁判所 御 中

2010年（平成22年）3月9日

原告訴訟代理人

弁護士（代表） 辻 公 雄

外6名

当事者の表示— 別紙当事者目録のとおり

訴 額 金3,200,000円

貼用印紙額 金21,000円

## 第1 請求の趣旨

- 1 内閣官房内閣総務官が原告に対し、2009年（平成21年）12月28日、2010年（平成22年）2月1日に行った内閣官房報償費の支出関係書類の各不開示決定処分をいずれも取り消す。
  - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

## 第2 請求の原因

はじめに

官房報償費は「機密費」と呼ばれているが、実際の支出は機密ではない。官房報償費の支出目的は「政策推進費」「調査情報対策費」「活動関係費」であると言われている。

「政策推進費」とは、国会議員等に対する情報の収集に名を借りた「国会議員対策費」である。これらの国会議員等に対する対価とは買収以外の何ものでもない。

「調査情報対策費」とは、国会議員らとの料亭、ホテル等での宴会政治の「会合費」である。

「活動関係費」とは、タクシー代、本代、贈答品、慶弔費、銀行振込手数料である。

自民党時代の官房報償費は国会議員等への「ヤミ金」「裏ガネ」として支出されていた。民主党は野党時代、官房報償費についてその公開を要求していた。平野官房長官になればその公開がなされるものと多くの国民は期待していた。

しかし、平野長官の官房報償費に関する情報公開は自民党時代と何ら変わりなく、官房報償費の一部すらも開示されない。これでは国民の多くの期待に反する。この結果、自民党の政権末期の9月1日「食い逃げ2億5千万円の官房報償費」を追及できないありさまとなっている。

本裁判は、民主党、平野官房長官に対する自らの官房報償費の支出の開示を求める裁判である。

## 1 情報公開請求と不開示決定

(1) 原告は、処分庁に対し、

① 2009年(平成21年)11月1日付で、2009年10月1日から同年10月末日までの内閣官房報償費について、開示請求をした。

② 2009年(平成21年)12月1日付で、2009年11月1日から同年11月末日までの内閣官房報償費について、開示請求をした。

(2) ① 処分庁は、原告に対し、2009年(平成21年)12月28日付行政文書開示等決定通知書ならびに2010年(平成22年)2月1日付行政文書

開示等決定通知書で、「長官の会計課長あての請求書」「支出決定決議書」を開示する旨回答があったが、具体的に用途のわかる政策推進費受払簿、出納管理簿、支払決定書、領収書については不開示とした。なお、報償費支払明細書は、「開示請求のあった時点で当該文書を作成していない」（不存在）であった。

- (3) 処分庁は、本件対象文書については、「報償費は、事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じてその都度の判断で最も適当と認められる方法により流動的に使用する経費であり、このような報償費の性格上、その具体的な用途に関する文書を明らかにすることは、事務の円滑かつ効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第6号に該当する。また、報償費の具体的な用途には、これを明らかにすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ、他国等との交渉上不利益を被るおそれがあるものがあり、法第5条第3号にも該当する。」として、情報公開法5条第6号、または5条第3号を理由として不開示処分にした。

## 2 本件処分の違法性について

### (1) 政策推進受払簿について

政策推進費受払簿は、内閣官房長官が内閣官房報償費から自ら支出する政策推進費として使用する額を区分する都度作成されるとする。

これに記載される情報項目は、

- イ. 前回残額
- ロ. 前回から今回までの支払額
- ハ. 現在残額
- ニ. 今回繰入額
- ホ. 現在額計
- ヘ. 作成年月日

ト．取扱責任者である内閣官房長官の氏名・押印

チ．事務補助者である内閣総務官室の職員の氏名・押印

の8つの情報である。

このイ．ないしチ．の情報が開示されれば、「政策推進費に係る一定期間における支払総額や一定時点における繰入額」が明らかとなる。しかし、この情報内容自身は一定期間内の支払総額等が明らかになるだけであって、これらの情報自身の保有している性格上、これらが開示されたことそれ自身によって、「国の事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は発生しない。

## (2) 内閣官房報償費出納管理簿について

① 本文書の内容に記載されている情報は、

イ．文書名（内閣官房報償費出納管理簿）

ロ．内閣官房報償費の出納に係る年月日

ハ．使用目的等（入金又は目的類型別の区分）

ニ．支払額

ホ．残額

ヘ．支払相手方等

ト．その月の受領額及び支払額の合計額、その月の月末における残額

チ．確認を行った事務補助者の氏名

が記載されている。

② ところが、処分庁は、本件対象文書そのものを非公開とした。しかし、それは全く理由がない。

イ．文書名（内閣官房報償費出納管理簿）の存在自体は明らかであるから何ら秘密ではない。

ロ．内閣官房報償費の出納に係る「年月日」はおそらく内閣官房内において支払い決定をした日で、大半は月末に決済をしていると思われる。仮に、月

途中に支払決定がなされても、その事実には何の秘密性もない。

ハ. 使用目的は、「政策推進費」「調査情報対策費」「活動関係費」が記載されているだけで、これは何の秘匿性もない。

ニ. 「受領額」「支払額」「残額」もそのこと自体は何の秘密性もない。

ホ. その月の「受領額」及び「支払額」についても、そのこと自体に何の秘密性もない。

ヘ. 「支払相手方」については、この出納管理簿の「支払相手等」の欄を見れば、そこには「(注) 本欄は記載した場合、支障があると思われる場合は省略することができる」と記載されている。すなわち、元々支障のある「支払相手等」の記載は、作成者において自ら記載せず省略しているのである。そうであれば、作成者自身が公務の遂行に実質的な支障のおそれのある記載を除外することを想定しているのである。したがって、本件文書の「支払相手先」を非公開にする必要性はない。

③ 以上のとおり、本件対象文書には、情報公開法5条6号又は5条3項に該当する事実は不存在である。

### (3) 支払決定書について

① 本件支払決定書は、調査情報対策費、活動関係費につき、その支払決定を行う都度作成されるものである。すなわち、前記の内閣官房長官自らが支払う政策推進費以外の目的の支出につき作成されるものである。

これに記載される情報項目としては、

イ. 作成日付

ロ. 支払金額

ハ. 支払目的

ニ. 支払相手方等

ホ. 内閣官房長官及び事務補助者の氏名・押印

へ、支払及び確認を行った日付  
が含まれる。

- ② ところで、これらの情報項目の開示によって、支払目的が調査情報対策費か活動関係費かの区別、支払相手方である情報収集・協力依頼の相手方、また、会合に利用した場所の業者や交通事業者が明らかになる。「会合費」「交通費」などであって、これらの会合先、交通費の支払先が明らかになっても、政府の政策遂行には何の支障もない。

#### (4) 領収書等について

- ① 領収書は、政策推進費、調査情報費、活動関係費の三つの目的類型全ての支出に及ぶ。
- ② 内閣官房報償費のうち、政策推進費を明らかにしない理由として、「政策推進費に係る領収書等に記載された情報が明らかになった場合には、当該領収書に係る特定の人物が、内閣官房長官と接触して、極めて機密性の高い重要事案について交渉を行い、あるいは合意形成に向けた関係者への働きかけ等の協力依頼や情報収集の依頼を受けてそれに要する活動費を得ていた事実が明らかとなると、今後その情報が入手できない」などと言われてきた。

しかし、民主党は税金の透明性をマニフェストにかかげ政権交代ができた以上、このような巨額のカネを配って情報入手するほど活動をしてはならないのである。まして、官房長官が情報収集に際して、仮にその対価として直接支払っておれば、それは民間人に対する対価が許されるとしても、公務員、国会議員に対する情報提供の対価として支払えばそれは賄賂または限りなく賄賂に近い支出であるから、公開すべきである（民間人の場合は相手方をマスキングすれば足りる）。

- ③ 調査情報対策費の支払先は、情報提供の直接の相手方ではない。「会合」のための費用であり、支払先は、ホテル、料亭等である。これを開示すること

は何ら秘匿性のある事項でもない。

- ④ 活動関係費の支払先は、交通費、書籍費、贈答品の慶事費、支払関係経費（銀行の送金手数料）等であって、これらを開示したとしても、直接の情報の提供者の相手が判明するものでもない。

よって、全ての上記文書は開示されるべきである。

以上

### 証 拠 方 法

口頭弁論において提出する。

### 添 付 書 類

1、 委任状

1 通

## 当 事 者 目 録

〒630-0245 奈良県生駒市北新町2番4号 MOIビル202号

原 告 松 山 治 幸

〒540-6591 大阪府中央区大手前1-7-31 OMMビル5階

原告訴訟代理人

弁 護 士 辻 公 雄

〒530-0047 大阪府北区西天満3丁目14番16号 西天満パークビル3号館8階

あさひ法律事務所（送達場所）

TEL06-6314-4188 FAX 06-6314-4187

弁 護 士 阪 口 徳 雄

弁 護 士 前 川 拓 郎

〒530-0047 大阪府北区西天満3丁目14番16号 西天満パークビル3号館10階

弁 護 士 徳 井 義 幸

弁 護 士 谷 真 介

〒541-0041 大阪府中央区北浜2丁目1番23号 日本文化会館

弁 護 士 矢 吹 保 博

〒530-0047 大阪府北区西天満4丁目6番19号 北ビル2号館3階

弁 護 士 杉 村 元 章

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号

被 告 国

代表者法務大臣 千 葉 景 子

〒100-8968 東京都千代田区永田町1丁目6番1号

処分行政庁 内閣官房内閣総務官 千 代 幹 也